

## 摂津市教育委員会会議録

開催日時 令和2年4月15日(水) 午後2時00分開会  
午後3時20分閉会

開催場所 摂津市役所 新館7階 講堂

### 付議事件

議案番号	件名	審議結果
18	令和3年度使用摂津市立小中学校教科用図書選定委員会の委員の委嘱等及び諮問の件	承認
19	摂津市教育委員会事務局の人事異動の件	承認
20	摂津市立小中学校教職員の人事異動内申の件	承認
21	令和2年度保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事任命の件	承認
22	摂津市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件	承認
23	摂津市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則制定の件	承認
24	令和2年度大阪府中学生チャレンジ事業費に係る中学生チャレンジテストへの参加を定める件	承認

### 報告事項

件名
事業実施に伴う後援等名義の使用許可について
令和2年度教務主任及び学年主任任命の件について
令和2年度司書教諭任命の件について
令和元年度3月までの問題行動等報告について
各課事業日程報告について

出席者

<p>教 育 長 教育長職務代理者 委 員 委 員 委 員</p>	<p>箸尾谷知也 福元 実 大矢優子 西川俊孝 坂井知子</p>	<p>教育次長兼教育総務部長 教育総務部参事 教育政策課長 学校教育課長 学校教育課参事 学校教育課参事 兼課長代理 教育支援課長 兼教育センター所長 教育総務部参事 兼生涯学習課長 教育支援課長代理 教育政策課長代理 教育政策課主幹兼総務係長 教育政策課係員</p>	<p>北野人士 野本憲宏 松田紀子 河平浩一 山根隆寛 武田進介 藤山 京 早川 茂 小原理乃 坂本真輔 岡田哲也 藪田江里佳</p>	<p>次世代育成部長 次世代育成部参事 兼子育て支援課長 次世代育成部参事 兼家庭児童相談課長 こども教育課長 出産育児課長 家庭児童相談課長代理 こども教育課長代理</p>	<p>小林寿弘 石原幸一郎 木下伸記 浅田明典 有場 隆 田村浩一 松木 愛</p>
---	--	--	---	---	--

教育長

ただいまから、令和2年第4回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は福元教育長職務代理者です。よろしくお願いいたします。

本日は付議事件が7件、報告事項が5件ございます。

まず、本日の議事進行について各委員にお諮りします。

議案第18号につきましては、教科書図書採択における公正確保のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項の規定によりまして、秘密会として行いたく存じます。

従いまして、議案第19号から審議し、秘密会以外の案件を除き、すべてを終えた後に、暫時休憩を取ります。引き続いて秘密会を宣言し、議案第18号に進みますが、これらについて関係部課長の出席を求め、再開をしたいと思っております。皆様ご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

教育長

異議なしとのことですので、本日の議事進行につきましては、ご説明したとおり進行いたします。

それでは、議案第19号「摂津市教育委員会人事異動の件」について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長

議案第19号「摂津市教育委員会人事異動の件」について、ご説明申し上げ承認を求めます。

【以下、議案書等により説明】

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等ございますか。それではご質問等が無いようですので、議案第19号「摂津市教育委員会人事異動の件」について原案とおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

教育長

異議なしとのことですので、議案第19号「摂津市教育委員会人事異動の件」については承認いたします。

続きまして、議案第20号「摂津市立小中学校教職員の人事異動内申の件」につきまして、学校教育課より説明をお願いします。

学校教育課参事 議案第20号「摂津市立小中学校教職員の人事異動内申の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

**【以下、議案書等により説明】**

教育長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。  
新規採用職員と転入の職員については、4月1日の辞令交付式にて教育委員の皆様にもご紹介させていただいております。

大矢委員 職員の総数が前年と比較して、増加しているということでしょうか。

学校教育課参事 教職員定数は、加配教員も含め若干増加しております。

教育長 他に何かご意見・ご質問等がございますか。  
それではご質問等が無いようですので、議案第20号「摂津市立小中学校教職員の人事異動内申の件」について原案とおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 異議なしとのことですので、議案第20号「摂津市立小中学校教職員の人事異動内申の件」については承認いたします。

続きまして、議案第21号「令和2年度保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事任命の件」につきまして、学校教育課より説明をお願いします。

学校教育課参事 議案第21号「令和2年度保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事任命の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

**【以下、議案書等により説明】**

教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。 小学校のうち、摂津小学校のみ生徒指導主事を配置しているのはなぜでしょうか。
学校教育課参事	30学級を超える学校について、大阪府が生徒指導主事の加配を認めており、本市では小学校のうち摂津小学校が対象となるため、配置しております。
教育長	他に何かご意見・ご質問等はございますか。 それではご質問等が無いようですので、議案第21号「令和2年度保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事任命の件」について原案とお認することにご異議ございませんでしょうか。
全委員	異議なし。
教育長	異議なしとのことですので、議案第21号「令和2年度保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事任命の件」については承認いたします。 続きまして、議案第22号「摂津市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」につきまして、学校教育課より説明をお願いします。
学校教育課参事	議案第22号「摂津市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について、ご説明申し上げ承認を求めます。  【以下、議案書等により説明】
教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。
坂井委員	25ページの「部分休暇」とは具体的にどのような休暇でしょうか。
学校教育課参事	1日の勤務時間のうち、2時間を上限として取得できる休暇となっております。

教育長	<p>他に何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>それではご質問等が無いようですので、議案第22号「摂津市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について原案とお認することにご異議ございませんでしょうか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしとのことですので、議案第22号「摂津市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」については承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第23号「摂津市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則制定の件」につきまして、学校教育課より説明をお願いします。</p>
学校教育課参事	<p>議案第23号「摂津市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則制定の件」について、ご説明申し上げ承認を求めます。</p> <p><b>【以下、議案書等により説明】</b></p>
教育長	<p>説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。</p>
西川委員	<p>特別措置法改正に伴う規則制定であるとのことですが、法改正の背景を詳しく教えてください。</p>
学校教育課参事	<p>教員として働く魅力の創出と働き方改革推進の観点がございます。変形労働時間制を導入することで、夏休み等の長期休業期間にまとめて休暇の取得が可能になるなど、働く魅力の創出につながると考えられます。また、業務時間の上限を規則で定めることで、教員の健康及び福祉の確保を図ることを目的とし、法改正がなされたものと解釈しております。</p>
大矢委員	<p>残業時間の上限を定めるという内容であると理解していますが、1か月45時間の上限であれば1日2時間程度、1か月100時間</p>

の上限であれば1日4時間の残業となります。例えば、17時の就業時間後から21時まで教員が残業する可能性があることを想定しているのでしょうか。

学校教育課参事 大矢委員のおっしゃるとおりでございます。ただし、上限まで勤務することが前提ではなく、上限の範囲内で勤務を終え帰宅し、心身ともにリフレッシュしたうえで、子どもたちに向き合うことが趣旨であると解釈しております。

大矢委員 教員の皆さんができるだけ早く帰宅できるよう、各学校への周知を十分をお願いします。

坂井委員 残業時間の上限を抑えることができたとしても、業務量が変わらなければ、就業時間内での負担が増えることになり、教員が子どもたちと向き合う時間が減ることが想定されます。残業時間の上限を規則で定めるにあたり、働く環境の整備などの対策の準備は進められているのでしょうか。

学校教育課参事 規則制定にあたって、教員の業務分担の見直しや必要な環境整備を進めていく必要があると認識しております。令和2年度から全小中学校に配置されるスクールサポーターの活用をはじめ、教員の業務量の適切な管理に努めてまいります。

教育長 もし上限時間を超えて残業をした場合、罰則またはペナルティが発生するのでしょうか。

学校教育課参事 罰則やペナルティはございませんが、規則として定めるにあたって、上限時間を守るよう、環境整備等に取り組む必要があると考えております。

教育長職務代理者 上限時間の範囲内で勤務が行われているかの管理は、自己申告制なのでしょうか。各学校の校長が管理するのでしょうか。

学校教育課参事 教員の勤務時間はタイムカードで管理しております。各学校の管理職がタイムカードの打刻時刻を確認し、管理していくことを想定

しております。

教育長

例えば、1 か月間の勤務時間は、翌月に事務局に報告があるというのでしょうか。

学校教育課参事

事務局では、毎月10日までに前月の教員の勤務時間データを確認することになります。各学校においては、管理職が随時タイムカードの打刻を確認できることから、教員の勤務時間の管理は適切におこなわれるものと考えております。

教育長

管理職が随時タイムカードを確認し、残業時間の上限を超える教員がいる場合は、指導をしていただくよう徹底をお願いします。

西川委員

教員がタイムカードを押してから残業、または押さずに休日出勤する場合も想定されます。管理職が教員の勤務時間を管理していくうえで、上限の範囲内を守れなかった場合は、正直に報告する必要があると考えます。難しいことではありますが、正確な数値を報告し、問題の可視化に努めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

学校教育課参事

西川委員のおっしゃるとおりでございます。単に上限の範囲内で残業時間を抑えることだけが目的ではなく、教員の健康及び福祉の確保を図るとともに子どもたちに向き合う時間を十分に確保することが重要であります。管理職に趣旨が伝わるよう、周知してまいります。

教育長

他に何かご意見・ご質問等がございますか。  
それではご質問等が無いようですので、議案第23号「摂津市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則制定の件」について原案とお承認することにご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

教育長 異議なしとのことですので、議案第23号「摂津市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則制定の件」については承認いたします。

続きまして、議案第24号「令和2年度大阪府中学生学びチャレンジ事業費に係る中学生チャレンジテストへの参加を定める件」につきまして、学校教育課より説明をお願いします。

学校教育課長 議案第24号「令和2年度大阪府中学生学びチャレンジ事業費に係る中学生チャレンジテストへの参加を定める件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書等により説明】

教育長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。

大矢委員 3月2日以降の休校措置に伴い中学3年生の授業ができていないため、出題範囲から除かれると理解しております。同様に中学2年生の終盤も授業ができていないと思いますが、出題範囲に入るのでしょうか。

学校教育課長 中学2年生の授業ができていない状況も考慮したうえで、出題内容が改訂されたものと認識しております。

大矢委員 市内全中学校の3年生が学習した範囲で出題されるということで理解してよろしいでしょうか。

学校教育課長 そのようにご理解いただいて結構でございます。

教育長 今回の議案第24号では、全学年がチャレンジテストに参加することの承認を求めているのでしょうか。中学3年生のみの参加を求めているのでしょうか。

学校教育課長 全学年の参加の承認を求めるものでございます。

教育長	配布されている資料では、中学3年生分のみの実施要領が添付されていますが、中学1・2年生はどのような内容で実施されるのでしょうか。
学校教育課長	中学1・2年生の実施要領は、大阪府から送付されておらず実施内容についても把握できておりません。
教育長	中学1・2年生の実施内容がわからないなかで、全学年のチャレンジテストへの参加について決めるのでしょうか。
学校教育課	そのようにお願いしたいと思います。
教育長	大矢委員から質問があったとおり、3月からの休校期間をふまえ、出題範囲を本当に配慮していただいているのでしょうか。例えば、47ページの国語の出題範囲について、「中学2年生までに学習したすべての内容」と記載がありますが、授業ができていない内容は省かれているのか、こちらの表現ではそこまで読み取ることができません。 また、中学1・2年生の資料がなく、どのように実施されるのか分からないままでこの場で決めることは難しいと思いますが、いかがでしょうか。
学校教育課長	1・2年生も3年生と同様に、5月7日以降の学校再開を見込んでの出題範囲であると認識していますが、テストの実施や1・2年生の出題範囲の内容については決定していない状況でございます。 今回は、学校が再開されることを見込んで、全学年のチャレンジテストへの参加承認を求めるものでございます。
西川委員	大阪府から1・2年生のチャレンジテスト実施にかかる説明資料の提供もないのでしょうか。
学校教育課長	1・2年生の実施要領については、提供がございません。

西川委員	これまではチャレンジテストの参加を承認してきましたが、今回判断材料となる資料がないため、決定することは難しいと思います。
学校教育課長	皆さまのご意見を踏まえ、今回は3年生のチャレンジテストへの参加をご審議いただきたいと思います。1・2年生の審議は、実施内容が決定次第、定例会にてお諮りいたします。
教育長職務代理者	大阪府は、今回3年生のみの参加を求めているのでしょうか。または、全学年の参加の回答を求めているのでしょうか。
学校教育課長	大阪府からは参加の回答を求められているものではございませんが、高校入試選抜に関わる部分もあるため、参加したいと考えております。
教育長	全国学力・学習状況調査は国から参加の意思確認がありますが、チャレンジテストは大阪府から意思確認の調査はあるのでしょうか。
学校教育課長	大阪府からはチャレンジテスト参加の意思確認ではなく、学級数等の基礎調査がございます。
教育長	学級数の調査はチャレンジテストに参加することが前提であり、回答しなければ参加しないという意思表示になるのでしょうか。また、学級数や児童数を回答する学校基本調査とは別の調査という認識でよろしいでしょうか。
学校教育課長	大阪府に確認のうえ、次回定例会にて回答させていただきます。
教育長	チャレンジテスト参加の意思確認の調査はいつ実施されるのでしょうか。

学校教育課長	46 ページを参照いただくと、中学3年生は令和2年2月に学校基本調査を実施済みでございます。中学1・2年生については、例年8月頃に調査が実施されておりますが、今年度のスケジュールは確認できておりません。
教育長	中学3年生の調査は、今年2月に回答されたということでしょうか。回答しているのであれば、なぜ今回に議案に上がっているのでしょうか。
学校教育課長	例年2月に学校基本情報確認に回答し、4月に再確認のうえ、チャレンジテスト参加可否を定例会にてお諮りして、承認をいただいております。
教育長	教育委員会では、これまでチャレンジテストの参加を承認してきましたが、休校措置期間の出題範囲がどうなるのか、確認していただかないと判断ができません。さらに、1・2年生については実施要領もないため、参加の可否の決定をすることは難しいと思います。
坂井委員	中学生に関しては、友達から2月28日に試験範囲の授業はすべて終了していると聞いております。
教育長	坂井委員のおっしゃるとおり、全中学校では2月28日で試験範囲の授業はすべて終了していると理解しております。しかしながら、あくまでも試験範囲ですので、教科書の学習範囲すべての授業が終了しているかの確認はしていただく必要はあると思います。 臨時休校のことをふまえて大阪府が実施要領を作成しているものと考えてよろしいのでしょうか。
学校教育課長	休校期間を踏まえ出題範囲を設定しているか、再度大阪府に確認のうえ、次回定例会にて回答させていただきます。また、1・2年生のチャレンジテスト参加可否については、次回定例会にてお諮りしたいと思います。
教育長	暫時休憩します。

《暫時休憩》

教育長

それでは再開します。

議案第24号「令和2年度大阪府中学生学びチャレンジ事業費に係る中学生チャレンジテストへの参加を定める件」について、中学3年生のチャレンジテストへの参加を承認することにご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし

教育長

異議なしとのことですので、議案第24号「令和2年度大阪府中学生学びチャレンジ事業費に係る中学生チャレンジテストへの参加を定める件」について、中学3年生のチャレンジテストへの参加は承認いたします。

ただし、コロナウイルス感染症拡大防止に伴う臨時休校期間中の学習範囲が、チャレンジテストの出題範囲に配慮されているのか、大阪府教育庁に確認のうえ、次回定例会にて回答を求めるものいたします。

また、1・2年生のチャレンジテストへの参加については、次回定例会の議案で提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、次に移ります。報告事項(1)事業実施に伴う後援等名義の使用許可について、教育政策課より説明をお願いします。

教育政策課長

[事業実施に伴う後援等名義の使用許可について説明]

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。それでは特にございませんので、次に進みます。(2)令和2年度教務主任及び学年主任任命の件について、学校教育課より説明をお願いします。

学校教育課参事

[令和2年度教務主任及び学年主任任命の件について説明]

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。

それでは特にございませんで、次に進みます。(3) 令和2年度司書教諭任命の件について、学校教育課より説明をお願いします。

学校教育課参事

[令和2年度司書教諭任命の件について説明]

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。それでは特にございませんで、次に進みます。(4) 令和元年度3月までの問題行動等報告について、学校教育課より説明をお願いします。

学校教育課長

[令和元年度3月までの問題行動等報告について説明]

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。

西川委員

個別でみると、令和元年度にいじめ対策会議が各学校で設置され、運営されていることは評価いたします。一方で、被害者支援だけでなく加害者への指導も積極的に行うなど、会議の中身の充実に努めていただきたいと思います。

また、問題行動のうち、例えば対教師暴力に至ったきっかけを把握し、各学校にフィードバックすることで、再発防止に努めるとともにいじめ対策会議の持ち方を考える機会になると思います。

年々学力も向上しており、子どもたちも落ち着いて勉強してくれています。だからこそ、摂津市の先生方には継続して、学級経営や子どもとの関わり方のスキルアップに努めていただきたいと思います。

学校教育課長

西川委員のご意見について、同様に課題と捉えております。そこで事務局としては、令和2年度から元校長先生を生徒指導担当の学校経営サポーターとして任用し、各校の生徒指導にかかる会議にオブザーバーとして参加し、助言や指導を通して、会議の中身の充実に努めてまいります。また、問題行動に対する対応のフィードバックについては、具体的事案を研修等で共有する機会を設けていきたいと考えております。

教育長職務代理者	いじめ問題等については、数年後に新たな問題が発生した際に過去の記録が大変重要になってくると考えられます。各学校で開催されているいじめ対策会議での全てのケースの記録が文章で残っているのか検証するとともに、記録を残すよう指導をよろしく願いいたします。
教育長	<p>各学校でいじめ対策会議が実施されるようになったことは一歩前進されたものと思いますが、本当の意味で会議が開かれているのか検証が必要であると考えられます。スクールロイヤーを活用しながら、会議主体となるスクールソーシャルワーカーや各学校の生徒指導担当の教員等を集めて研修を実施することで、本来あるべきいじめ対策会議が開催されるよう努めていただきたいと思います。</p> <p>また、いじめ対策会議の内容を客観的な視点で記録として残すことを各学校への指導をお願いいたします。</p> <p>他に何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>それでは特にございませんので、次に進みます。(5) 各課事業日程報告について、教育政策課より説明をお願いします。</p>
教育政策課長	[各課事業日程報告について説明]
教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。
大矢委員	事業日程報告での質問ではございませんが、コロナウイルス感染症拡大防止に伴う長期休校期間における子どもたちの状況や市の対応について教えていただきたいと思います。1つめは、休校期間中における虐待の発生状況について、2つめは長期休暇後に多くなる不登校生徒の増加防止に向けた取組みについて、3つめは休校期間中の教職員のモチベーション維持のための対策について、報告または説明をお願いいたします。
次世代育成部参事兼家庭児童相談課長	<p>虐待の発生状況について、大幅に増えているということはございません。ただし、保育所・幼稚園・学校等での見守り活動ができていない現状もあり、家庭における子どもたちの実態が把握しにくいことは確かでございます。</p> <p>今後、休校期間中において家庭訪問等で子どもたちの見守りを強</p>

化していただくよう、所属に依頼し、実態把握に努めてまいります。

学校教育課参事  
兼課長代理

不登校生徒増加防止に向けた取組みについて、各学校にて全児童・生徒への家庭訪問または電話連絡を定期的を実施しております。また、元校長やスクールソーシャルワーカーが学校を訪問しこれらの情報を集約し、状況を把握したうえで、必要な支援に取り組んでまいります。

学校教育課長

教職員について、家庭訪問や電話連絡で子どもたちの状況を確認するとともに、学校再開後の学校運営のあり方の検討、授業方法や学習課題の研究など長期休校期間を有効に活用しております。また、日頃から学校再開後を見据えて取り組むことで、教員のモチベーション維持につながっていると考えております。

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。それでは特にございませんので、秘密会以外の審議につきましてはすべて終了いたしました。会議の始めにお諮りしましたとおり、ここで暫時休憩をとり、秘密会として再開いたします。関係者以外の方はこれで終了です。ご苦勞様でした。

では、暫時休憩します。

《暫時休憩》

それでは秘密会として再開します。

議案第18号「令和3年度使用摂津市立小中学校教科用図書選定委員会の委員の委嘱等及び諮問の件」について、教育支援課より説明をお願いします。

【以下、秘密会のため削除】

これにて秘密会を解きます。

では、本日の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例教育委員会議を終了いたします。ご苦勞様でした。